様式第1号（第2条関係）

年度　　　　　後期高齢者医療保険料納付額通知書

年(　　　　)　　月　　　日

　　　年度（　　　）の後期高齢者医療保険料について、下記のとおり徴収しますので通知します。

出雲市長　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
| 被保険者住所 |  | | |
| 生年月日 |  | 性別 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決定保険料 | 円 | 算定月数 | 月 |
| 内出雲市分保険料額 ① | 円 | 内出雲市分算定月数 | 月 |
| 仮徴収額② | 円 | 差引納付額 ③  （①－②） | 円 |

　 ■保険料納付方法等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特別徴収 | 特別徴収対象年金の種類 |  |
| 特別徴収対象年金の額 | 円 |
| 特別徴収義務者 |  |
| 普通徴収 | 納付方法 |  |
| 口座振替金融機関名 |  |

　 ■納付月（期）および納付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特別徴収 | | 普　　　通　　　徴　　　収 | | |
| 納付月 | 保険料額 | 期　別 | 保険料額 | 納　　付　　期　　間 |
| ４月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |
|  |  | 第１期（７月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
| ８月 |  | 第２期（８月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
|  |  | 第３期（９月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
| 10月 |  | 第４期（10月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
|  |  | 第５期（11月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
| 12月 |  | 第６期（12月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
|  |  | 第７期（１月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
| ２月 |  | 第８期（２月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
|  |  | 第９期（３月） |  | 年(　　)　月　日～　月　日 |
| 合計 |  | 合　　計 |  |  |

上記の決定に対して不服がある場合は、

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、島根県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。